

事 務 連 絡  
平成 26 年 1 月 24 日

各 国 公 私 立 大 学  
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校  
各 都 道 府 県 ・ 指 定 都 市 教 育 委 員 会  
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 部 課  
文 部 科 学 省 各 独 立 行 政 法 人

御中

文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

文部科学省高等教育局学生・留学生課

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく  
「基本方針」について

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 72 号。以下「改正法」という。）については、平成 26 年 1 月 3 日から施行されるとともに、改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号。以下「法」という。）第 2 条の 2 第 1 項（法第 28 条の 2 において準用する場合を含む。）の規定に基づき、主務大臣が定めなければならないこととされている、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）については、平成 25 年 12 月 26 日付け官報において告示されました。

本基本方針における、被害者と同伴する子どもの就学や学校等における支援、若年層に対する教育啓発などの文部科学省関連部分は別添 1 のとおりですので、ご留意願います。

都道府県においては、旧基本方針に即し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画が定められているところですが、今後、本基本方針を踏まえ、各都道府県における基本計画が見直されることとなります。

市町村（特別区を含む。）においても、基本方針に即し、かつ、都道府県が定める基本計画を勘案して、当該市町村における基本計画を定めるよう努めなければならないこととされており、各都道府県教育委員会におかれましては、域内の市町村教育委員会等に本基本方針の趣旨を周知していただきますようお願いいたします。

なお、改正法及び基本方針については、別途主務官庁より都道府県知事宛に通知されておりますので、参考に添付いたします（別添 2、3）。

<担当>

文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課  
男女共同参画企画係 季武、中谷  
電話：03-5253-4111（内 3268）  
FAX：03-6734-3719

**配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針**  
(文部科学省関連抜粋。改正に際して、旧基本方針から追記のあった箇所を下線。)

平成 25 年 12 月 26 日  
内閣府、国家公安委員会、  
法務省、厚生労働省告示第 1 号

**第 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項**

**5 被害者に対する医学的又は心理学的な援助等**

**(2) 子どもに対する援助**

**イ 学校等における援助**

日常生活の中で、被害者の子どもが適切な配慮を受けられるようにするためには、学校や保育所等における対応が重要である。このため、学校及び教育委員会並びに支援センターは、事案に応じ、学校において、スクールカウンセラー等が相談に応じていることや、必要に応じ、教育センターや教育相談所に配置されている臨床心理の専門家による援助も受けられることについて、被害者やその子どもに適切に情報提供を行うことが必要である。

また、教育委員会、学校、保育所等の関係機関と支援センターが連携して、学校生活等において、被害者の子どもが適切な配慮を受けられるようにするため、子どもと日常的に接することが多い教員、養護教諭、スクールカウンセラー等の教育関係者や保育士等の保育関係者に対して、児童虐待に関する留意事項に加え、配偶者からの暴力の特性、子どもや被害者の立場や配慮すべき事項等について、研修等の場を通じて周知徹底を図ることが必要である。

**6 被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護等**

**(2) 一時保護**

**エ 同伴する子どもへの対応**

(前略)

さらに、同伴する子どもについては、安全確保の観点から、学校に通学させることが、事実上困難となる場合が多い。一時保護所においては、教育委員会や学校から、教材の提供や指導方法の教示等の支援を受けつつ、このような子どもに対して、適切な学習機会を提供していくことが望ましい。

**7 被害者の自立の支援**

**(8) 子どもの就学・保育等**

被害者の保護と自立の支援を図る上で、同居する子どもの就学・保育等は、極めて重要である。支援センターは、教育委員会や学校、福祉部局と連携し、被害者に対し、事案に応じ、同居する子どもの就学や保育について情報提供等を行うことが必要である。

なお、教育委員会、学校、保育所等は、被害者の子どもの転出先や居住地等の情

報を適切に管理することが必要である。また、国においては、以下の事項について、市町村等関係機関に対して周知に努める。

#### **ア 就学**

子どもの就学については、様々な事情によって住民票の記載がなされていない場合であっても、その子どもが住所を有することに基づいて就学を認める扱いがなされている。また、転出先の学校においては、被害者等の安全を確保するために情報提供の制限が必要な場合においては、転出元の学校へは転出の事実のみを知らせるなどの対応も考えられる。これらのことを踏まえ、支援センターにおいては、被害者等の安全の確保を図りつつ、子どもの教育を受ける権利が保障されるよう、教育委員会、学校と連絡を取るとともに、被害者に対し、必要な情報提供を行うことが必要である。

### **10 職務関係者による配慮・研修及び啓発**

#### **(1) 職務関係者による配慮**

##### **イ 被害者等に係る情報の保護**

職務関係者が職務を行う際は、被害者及びその関係者の安全の確保を第一に考えつつ、具体的には、加害者の元から避難している被害者の居所が加害者に知られてしまう、あるいは被害者を支援している者の氏名等が加害者に知られてしまうといったことのないよう、被害者等に係る情報の保護に十分配慮することが必要である。

また、加害者の元から被害者と共に避難している子どもが通う学校や保育所においては、被害者から申出があった場合には、関係機関と連携を図りつつ、加害者に対して被害者の居所が知られることがないように、十分配慮することが必要である。

#### **(2) 職務関係者に対する研修及び啓発**

法第23条第2項において、国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする事とされている。

職務関係者に対してこうした研修及び啓発を実施することは、被害者が安心して支援を受けることのできる環境の整備につながるとともに、関係機関が配偶者からの暴力の問題について共通の認識を持つことにより、関係機関の連携協力の強化にも資するものである。職務関係者に対する研修及び啓発の実施に当たっては、以上に述べたような、配偶者からの暴力の特性や被害者の立場を十分に理解した上での対応が徹底されるよう配慮することが必要である。

研修の場においては、秘密の保持や個人情報の管理の徹底、加害者に対する適切な対応方法等、実践的な知識や留意点、関連する法制度について幅広く情報を提供することが必要である。また、ロールプレイ等を用いて、実際の業務に直結する研修を行うことも考えられる。

特に、被害者と直接接する立場の者に対する研修及び啓発においては、二次的被

害の防止の観点が必要である。支援センターにおいては、関係機関の職員に対する研修等に講師を派遣するなど、二次的被害を防止する観点から、職務関係者に対する研修の実施について、関係機関に積極的な働き掛けを行うことが望ましい。研修の実施については、異動期を考慮しつつ広く参加を呼び掛けることや、民間団体との共同で行うなどの工夫も考えられる。

また、相談員等被害者の支援に直接携わる職員については、その職務の特性から、職務遂行の過程でいわゆる「バーンアウト（燃え尽き）」状態等心身の健康が損なわれることがあり、こうしたことのないよう、当該職員の所属する機関において配慮することが必要である。具体的には、職場での研修や専門的立場からの助言、指導の実施等が考えられる。

国においては、上記の事項に十分配慮して、職務関係者に対する研修の実施、相談の手引等の作成や配布、二次的被害の防止に必要な情報の提供等に積極的に努める。

## 12 教育啓発

法第 24 条において、国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとするものとされている。

配偶者からの暴力の防止の観点からは、男女の人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を社会全体で共有していくことが必要である。啓発は国民各界各層を対象に行うことが必要であり、被害者が受けた暴力の実態や、配偶者に対して暴力を振るうことは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることへの認識が、性別を問わず国民に共有されるように取り組んでいくことが必要である。また、啓発に当たっては、配偶者からの暴力には、身体に対する暴力のみならずいわゆる精神的暴力及び性的暴力も含まれることに留意することが必要である。

### (2) 若年層への教育啓発

配偶者からの暴力の防止に資するよう、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める教育啓発や男女平等の理念に基づく教育等を促進することが必要である。特に、配偶者からの暴力の防止には、若年層に対し、配偶者や交際相手からの暴力の問題について考える機会を積極的に提供することが有用であることから、関係機関との連携や民間団体の協力などにより、若年層を対象とした啓発活動を行うことが望ましい。

また、学校において、暴力を伴わない人間関係を構築する観点から、人権教育の中で、この問題を取り上げることも考えられる。なお、高等学校や大学等への専門的な知識や経験を有する有識者等の派遣により教育啓発を実施している地方公共団体等の事例もあることから、この事例のような方法による教育啓発の実施も考えられる。

国においては、引き続き、地方公共団体等における好事例の収集及び情報提供に努めるとともに、若年層を対象とした啓発活動の重要性について、若年層と日常的に接することが多い教育関係者等に対する理解を促進するための周知等に努める。



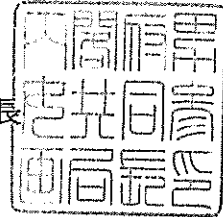
別添 2



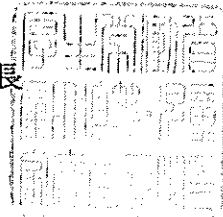
府 共 第 821 号  
雇 児 発 1226 第 2 号  
平 成 25 年 12 月 26 日

都道府県知事 殿

内閣府男女共同参画局長



厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」の施行等について

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 72 号。以下「改正法」という。）については、平成 26 年 1 月 3 日から施行されるとともに、改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 18 年法律第 31 号。以下「法」という。）に基づく、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）については、別途、主務府省庁の連名により通知することとしているところである。

各地方公共団体において施策を実施する際は、法及び基本方針並びに下記に示す留意事項等に十分配慮し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に万全を期されたい。また、都道府県におかれては、管内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）、関係機関及び関係団体にも周知徹底をお願いする。

なお、この通知については、警察庁、法務省及び文部科学省の了承を得ており、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

## 記

### 1 生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者に対する準用

改正法により、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について、法を準用することとされた（法第5章の2関係）。

これは、「外部からの発見・介入が困難であり、かつ、継続的になりやすい」といった配偶者からの暴力と同様の事情があり、その被害者を救済するために、法律上の支援の根拠の明確化及び保護命令の発令の必要性が認められることから、配偶者からの暴力に準じて、法の対象とすることとされたものである。

また、配偶者から暴力等を受けた後に離婚等をし、引き続き暴力等を受ける場合については適用対象とされていることから、生活の本拠を共にする交際相手から暴力等を受けた後に生活の本拠を共にする関係を解消し、引き続き暴力等を受ける場合についても、同様に適用対象となるようにすることとされたものである。

- (1) 法第28条の2中「生活の本拠を共にする」場合とは、被害者と加害者が生活の拠り所としている主たる住居を共にする場合を意味するものとして考えられている。

生活の本拠については、実質的に生活をしている場所と認められる場所をいい、例えば、居住期間の単純な長短のみで決まるものではないと考えられている。具体的には、住民票の記載、賃貸借契約の名義、公共料金の支払い名義等の資料から認定し、判断することができることがあるほか、そのような資料が存在しない場合であっても、写真、電子メール、関係者の陳述等から生活の実態を認定し、判断されることとなると考えられている。

なお、法にいう「配偶者」には、「婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者」を含むと定められており（法第1条第3項）、「婚姻意思」、「共同生活」、「届出」のうち「届出」がないものがいわゆる事実婚として整理されるのが一般的とされているところ、新たに適用対象とされた生活の本拠を共にする交際相手については、さらに「婚姻意思」も認められない場合を想定したものとされている。

- (2) 法第28条の2中「婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないもの」については、婚姻関係において一般的に見られる客観的な共

同生活の実態を参考にしつつ、その有無を判断すると考えられており、例えば、専ら交友関係に基づく共同生活、福祉上、教育上、就業上等の理由による共同生活、又は専ら血縁関係、親族関係に基づく共同生活などを挙げることができ、これらに該当するものは法の適用対象から除外されることとなると考えられている。

- (3) 保護命令の申立てをする場合においては、被害者は「生活の本拠を共にする交際」であることを立証し、「婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないもの」の該当性については、相手方が立証責任を負うことが想定されている。
- (4) 改正法の施行前に生活の本拠を共にする交際相手から身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫がされていた場合であっても、改正法の施行後は、法第28条の2に基づき保護命令の申立てをすることができることとされている。

## 2 施行期日等

改正法は、公布の日から起算して6月を経過した日（平成26年1月3日）から施行するものとされた（附則第1項関係）。

また、改正法により、法律の題名を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改めることとされたほか、その他所要の規定の整備が行われた。

## 3 留意事項

改正法は、配偶者以外の交際相手からの暴力への対処及びその被害者の保護の在り方が課題となっている状況に鑑み、その解決に資する観点から、保護命令制度その他の施策の対象を拡大し、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力の防止及びその被害者の保護のための施策を講じるため、議員立法により制定されたものであり、その施行に伴い基本方針の見直しを行った。これらの制定の趣旨を踏まえた留意事項は次のとおりである。

### (1) 法に基づく施策の対象

法第28条の2においては、生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手からの暴力及びその被害者について、法に定められる全ての施策が適用されるように、この法律の規定が準用され、必要な読替えが行われている。そこで、配偶者からの暴力の防止及びその被害者の保護に関する施策については、1や基本方針を参照いただき、原則として、生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手からの暴力及び被害者もその対象となることに御留意いただきたい。

また、配偶者暴力相談支援センター（以下「支援センター」という。）で

は、1の内容を踏まえ、及び関連の施策についての情報の収集に努め、相談、情報提供等の業務を行うことに御留意いただきたい。

## (2) 保護命令制度の適切な運用の実現

ア 改正法の施行に伴い、支援センターが裁判所に提出する書面の様式を別紙1のとおり、また、その記載要領については別紙2のとおりとするので、活用されたい。なお、別紙1及び別紙2については最高裁判所の了承を得ている。

イ 生活の本拠を共にする交際相手からの暴力の被害者からの保護命令の申立てや発令の状況に関しては、保護命令手続における関係機関が定期的かつ実践的な情報交換を行うとともに、職務関係者に対する研修等により周知することに御留意いただきたい。

ウ 支援センターにおいては、保護命令制度の適切な運用の実現に向け、基本方針や関連通知を参照いただき、被害者に対し、無審尋の発令（法第14条第1項、第28条の2関係。保護命令を審尋の期日を経ずに発するもの。）等について説明し、被害者が円滑に保護命令の申立てができるよう配慮するとともに、保護命令の発令後においては、被害者の住所又は居所を管轄する警察や新たな避難先となる地方公共団体と連携し、被害者の安全の確保を図るよう御留意いただきたい。

エ 関係機関等が参加する協議会等の場では、保護命令制度の運用において調整を要する事項に関し、例えば、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力に係る申立て、無審尋に係る申し出、広域的な連携など、現場における対応を想定し、相互の協力の在り方等について実践的な検討を行うことに御留意いただきたい。

## (3) その他

ア 交際相手からの暴力に係る相談等については、これまで、婚姻関係に至った場合における暴力の予防という観点から、支援センターにおける相談の対応を周知しているところであるが、改正法により、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力に関しても法の適用対象となったことから、支援センターにおいては、引き続き、相談窓口の利用を周知し、相談に対応するよう御留意いただきたい。また、婦人相談所においては、従来より、生活の本拠を共にする関係以外の交際相手からの暴力に関するものも含め、売春防止法（昭和31年法律118号）に基づく運用により適切な対応を行うこととされており、引き続き対応されるよう御留意いただきたい。

イ 若年層への教育啓発に関しては、学校において、専門的な知識や経験を有する有識者等の派遣等の方法により実施することも考えられる。

(別紙省略)



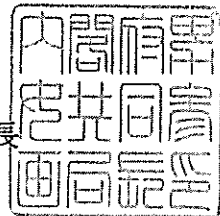


別添 3

府 共 第 8 1 3 号  
警察庁丙生企発第 134 号  
法務省秘企第 44 号  
雇児発 1226 第 1 号  
平成 25 年 12 月 26 日

都 道 府 県 知 事 殿

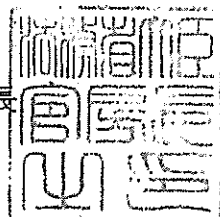
内閣府男女共同参画局長



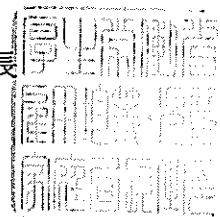
警察庁生活安全局長



法務省大臣官房長



厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく  
「基本方針」について

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 72 号）による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号。以下「法」という。）第 2 条の 2 第 1 項（法第 28 条の 2 において準用する場合を含む。）の規定に基づき、主務大臣は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならないこととされており、本日付け官報において告示されたところである。

法第 2 条の 3 においては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）について、都道府県は、基本方針に即して当該都道府県における基本計画を定めなければならないこととされており、また、市町村（特別区を含む。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県が定める基本計画を勧告して、当該市町村における基本計画を定めるよう努めなければならないこととされており、法第 28 条の 2 において同条の規定を準用することとされている。

都道府県においては、現行の基本計画の見直しに当たられるとともに、管内の市町村、関係機関及び関係団体に基本方針の周知徹底をお願いする。